

刑事訴訟規則及び犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を改正する規則の制定に関する要綱案

この要綱案第一中「法」とあるのは、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）による改正後の刑事訴訟法（昭和二十三年法律百三十一号）をいい、第二中「法」とあるのは、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十五号）による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）をいう。

第一 刑事訴訟規則の一部改正

- 一 被害者参加の申出がされた旨の通知の方式（法第三百十六条の三十三関係）
法第三百十六条の三十三第二項後段の規定による通知は、書面でしなければならないものとする。

ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとする。

二 委託の届出等（法第三百十六條の三十四等関係）

1 法第三百十六條の三十四及び第三百十六條の三十六から第三百十六條の三十八までに規定する行為を弁護士に委託した被害者参加人は、当該行為を当該弁護士に行わせるに当たり、あらかじめ、委託した旨を当該弁護士と連署した書面で届け出なければならないものとする。

2 前項の規定による届出は、審級ごとにしなければならないものとする。

3 第一項の書面に委託した行為の特定に係る記載がないときは、法第三百十六條の三十四及び第三百十六條の三十六から第三百十六條の三十八までに規定するすべての行為を委託したものとみなすものとする。

4 第一項の規定による届出は、弁論が併合された事件であつて、当該被害者参加人が手続への参加を許されたものについてもその効力を有するものとする。ただし、当該被害者参加人が、手続への参加を許された事件のうち特定の事件に限る旨の申述をしたときは、この限りでないものとする。

5 第一項の規定による届出をした被害者参加人が委託の全部又は一部を取り消したときは、その旨を

書面で届け出なければならぬものとする。

三 代表者選定の求めの記録化（法第三百十六條の三十四關係）

法第三百十六條の三十四第三項の規定により代表者の選定を求めたときは、裁判所書記官は、これを記録上明らかにしなければならないものとする。

四 選定された代表者の通知（法第三百十六條の三十四關係）

法第三百十六條の三十四第三項の規定により公判期日に出席する代表者に選定された者は、速やかに、その旨を裁判所に通知しなければならないものとする。

五 意見陳述の時間（法第三百十六條の三十八關係）

裁判長は、法第三百十六條の三十八第一項の規定による意見の陳述に充てることのできる時間を定めることができるものとする。

六 意見陳述の時期（法第三百十六條の三十八關係）

法第三百十六條の三十八第一項の規定による意見の陳述は、法第二百九十三條第一項の規定による檢察官の意見の陳述の後速やかに、これをしなければならないものとする。

七 決定の告知（法第三百十六條の三十三等關係）

- 1 裁判所は、法第三百十六條の三十三第一項の申出に対する決定若しくは同項の決定を取り消す決定、法第三百十六條の三十四第四項の規定による公判期日への出席を許さない旨の決定、法第三百十六條の三十六第一項、第三百十六條の三十七第一項若しくは第三百十六條の三十八第一項の申出に対する決定、法第三百十六條の三十九第一項に規定する措置を採る旨の決定若しくは同項の決定を取り消す決定又は同条第四項若しくは第五項に規定する措置を採る旨の決定をしたときは、公判期日においてこれをした場合を除き、速やかに、その旨を訴訟關係人に通知しなければならないものとする。こと。
- 2 裁判所は、法第三百十六條の三十三第一項の申出に対する決定又は同項の決定を取り消す決定をしたときは、速やかに、その旨を同項の申出をした者に通知しなければならないものとする。こと。
- 3 裁判所は、法第三百十六條の三十四第四項の規定により公判期日への出席を許さない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を出席を許さないこととされた者に通知しなければならないものとする。こと。
- 4 裁判所は、法第三百十六條の三十六第一項、第三百十六條の三十七第一項又は第三百十六條の三十

八 第一項の申出に対する決定をしたときは、速やかに、その旨を当該申出をした者に通知しなければならないものとする。

八 証人等の尋問調書（第三十八条第二項の改正）

第三十八条第二項第七号の次に次の二号を加えること。

(八) 法第三百十六條の三十九第一項に規定する措置を採つたこと並びに被害者参加人に付き添つた者の氏名及びその者と被害者参加人との関係

(九) 法第三百十六條の三十九第四項に規定する措置を採つたこと。

九 検証、押収の調書（第四十一条第二項の改正）

第四十一条第二項を次のとおり改めること。

検証調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。検証に立ち会つた者の氏名を記載しなければならない。

(一) 検証に立ち会つた者の氏名

(二) 法第三百十六條の三十九第一項に規定する措置を採つたこと並びに被害者参加人に付き添つた者

の氏名及びその者と被害者参加人との関係

(三) 法第三百十六条の三十九第四項に規定する措置を採つたこと。

十 公判調書の記載要件（第四十四条第一項の改正）

1 第四十四条第一項第七号の次に次の三号を加えること。

(八) 出席した被害者参加人又はその委託を受けた弁護士の名

(九) 法第三百十六条の三十九第一項に規定する措置を採つたこと並びに被害者参加人に付き添つた者

の氏名及びその者と被害者参加人との関係

(六) 法第三百十六条の三十九第四項又は第五項に規定する措置を採つたこと。

2 第四十四条第一項第三十八号の次に次の一号を加えること。

(五) 法第三百十六条の三十八第一項の規定により陳述した意見の要旨

第二 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正

一 題名

規則の題名を次のとおり改めること。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則

二 趣旨（第一条の改正）

第一条を次のとおり改めること。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号。以下「法」という。）による公判訴訟記録の閲覧及び又は謄写、並びに民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解及び損害賠償命令事件に関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

三 申立書の記載事項等（法第九条関係）

1 法第九条第二項の書面（以下「申立書」という。）には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申立人又は代理人が記名押印しなければならないものとする。

(一) 表題

(二) 申立てに係る刑事被告事件の表示

(三) 当事者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所

(四) 申立人又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

(五) 法第二十六条において準用する民事訴訟法（平成八年法律第九号）第四百四条第一項の規定による送達を受けるべき場所又は送達受取人の届出をする場合はその旨

(六) 損害額の内訳

(七) 年月日

(八) 裁判所の表示

2 申立書に法第九条第二項第二号の刑事被告事件に係る訴因として特定された事実を記載するには、当該事件の起訴状の記載を引用することができるものとする。

四 申立書の送達等（法第十条関係）

1 申立書の送達は、申立人から提出された副本によつてするものとする。

2 前項の規定は、法第二十六条において準用する民事訴訟法第四百四十三条（訴えの変更）第二項（同法第四百四十四条（選定者に係る請求の追加）第三項において準用する場合を含む。）の書面の送達について準用するものとする。

五 審理期日の呼出し（法第十六条関係）

- 1 審理期日の呼出しは、相当と認める方法によることができるものとする。
- 2 前項の呼出しがされたときは、裁判所書記官は、その旨及び呼出しの方法を記録上明らかにしなければならぬものとする。

六 審理期日における手続（法第十六条関係）

- 1 裁判所は、最初の審理期日において、法第十六条第四項の規定による刑事被告人の訴訟記録の取調べをするほか、申立書に記載された事実に対する相手方の認否及び申立人の主張の補充を聴くものとする。

- 2 裁判所は、審理期日を開いたときは、当該期日において審理を終結する場合又は当該期日において法第二十四条第一項若しくは第二項第二号の規定により損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をする場合を除き、次回期日を指定し、当該期日に行う手続及び当該期日までに準備すべきことを当事者との間で確認するものとする。

七 主張書面の提出の方法等

1 当事者は、その主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならないものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判所の定める期間内に提出すれば足りるものとする。

2 当事者は、文書を提出して書証の申出をするには、これと同時に、その写し二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出するとともに、文書の記載から明らかでない場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならないものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用するものとする。

3 裁判所書記官は、前二項の写し（前項の写しについては、そのうちの一通を除く。）を相手方に送付しなければならないものとする。

八 証人等の陳述等の調書記載の省略等

1 損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、

証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（以下「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができるものとする。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べるができるものとする。

2 前項の規定により調書の記載を省略する場合において、裁判長の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に証人等の陳述又は検証の結果を記録しなければならないものとする。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該録音テープ等の複製を許さなければならないものとする。

九 決定における申立書等の引用（法第十八条関係）
法第十八条第一項第二号及び第三号に掲げる事項の記載においては、申立書その他の主張書面を引用することができるものとする。

十 決定書の送達（法第十八条関係）

法第十八条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってするものとする。

十一 異議の申立ての方式等（法第十九条関係）

1 法第十九条第一項の異議の申立ては、書面で行わなければならないものとする。

2 裁判所は、前項の書面を相手方に送付しなければならないものとする。

3 法第二十六条において準用する民事訴訟法第六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

十二 異議申立権の放棄及び異議の取下げ（法第十九条関係）

1 異議を申し立てる権利の放棄は、裁判所に対する申述によってしなければならないものとする。

2 前項の申述があったときは、裁判所書記官は、その旨を相手方に通知しなければならないものとする。

3 異議の取下げの書面の送達は、取下げをした者から提出された副本によってするものとする。

十三 法第二十条第一項等の規定による指定（法第二十条関係）

1 法第二十条第一項（法第二十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びそ

の変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第二十四条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面で行わなければならないものとする。

2 前項の指定は、できる限り、申立書に記載してしなければならないものとする。

3 第一項の書面が提出されたときは、裁判所書記官は、その旨及びその内容を相手方に通知しなければならぬものとする。

十四 特例による書証申出の方式（法第二十二條關係）

1 法第二十二條（法第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出は、法第二十一條第二項（法第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の取調べを求める文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面で行わなければならないものとする。

2 前項の書面には、文書の記載から明らかでない場合を除き、立証趣旨を記載しなければならないものとする。

十五 共同訴訟の場合における特例による書証申出の際の写しの提出（法第二十二條關係）

1 法第二十二條（法第二十四條第四項において準用する場合を含む。）の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、取調べを求める文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならないものとする。

2 前項の申出をする当事者は、損害賠償命令事件の当事者でない相手方に送付すべき文書の写しについて直送をすることができるとすること。

十六 民事訴訟規則の準用

特別の定めがある場合を除き、損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定を準用するものとする。

十七 民事訴訟費用等に関する規則の準用

損害賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の規定を準用するものとする。